

令和5年度 障がいを理由とする差別等に関する相談内容

資料4

No.	年度	区分	相談者	障がい種別	相談方法	相談内容	対応結果
1	R5	行政機関等	当事者の家族	知的	電話	吹田市が交付している「福祉タクシー利用券」を使用し、タクシーに乗車しようとした際、乗車拒否を受けた。	乗車拒否の理由については過去に療育手帳所持者が乗車し、暴れられた事があったため、乗車拒否に至ったとのこと。契約書及び吹田市重度障害者タクシー利用券交付要領には乗車拒否に関する内容の記載が無いことから今後新規契約を行う場合は契約書に乗車拒否に関する一文を記載する等、対応について内部で協議を実施した。
2	R5	行政機関等	当事者の家族	発達	電話	学校で自分の子どもが他の児童に暴力行為を行った事でトラブルとなり相手方と学校側で話し合いを行った。 ①相手方から「他害児」との発言があり学校側もその表現を指摘しなかった。 ②相手方の対応が優先されており、障がいを理由に対応に差がある。 ①②は差別にあたるのではないか。	保護者に対し「他害児」という表現は適切な表現ではないが、差別的言動と断定することはできないと説明。 担当部署と情報共有を行い、学校に対し保護者との話し合いの場を設けていただくよう要請を行った。両者による話し合い後、本児童はきちんと登校していることを確認している。
3	R5	民間事業者	当事者	身体	電話	鉄道会社であるA社とB社間での乗り換えで発生した事案。乗車駅(A社)で降車駅(B社)でのスロープ設置を依頼。A社からB社へ申し送りされたものの、B社で適切に情報受理がなされず、降車駅で降りることができなかった。	両社に状況確認を実施。共にこのような事案が発生した際には、組織的に発生要因の分析や防止対策を立てて対応しているが、本事案は人為的ミスによるものと考えられた。人為的ミスの発生を防止するためのしくみづくり(ICT等の活用)について、改善の余地があるか話し合いを実施。今後継続して検討いただくよう要請した。
4	R5	民間事業者	当事者の家族	知的	メール	葉っぱをちぎることにこだわりを持っている当事者が、そこを目撃したマンション管理人に強く叱責されたことを契機に外出することができなくなった。	管理人は当事者に障がいがあることを認識していたにも関わらず唐突な叱責に至っている点について、家族・管理会社で話し合いを実施。本来はどういった対応が考えられたのかも含めて検討を行う。 また、管理会社は職員に対する障がい理解の普及啓発に取り組むと共に、対応に当たった職員の教育や担当配置について前向きに取り組むとのことだった。

令和5年度 障がい者を理由とする差別等に関する相談内容

資料4

No.	年度	区分	相談者	障がい 種別	相談 方法	相談内容	対応結果
5	R5	民間事業者	当事者	身体	メール	マンション建設現場において、工事用フェンスが点字ブロックの上に建てられている。また、道路幅が狭くなったために車いすで行き違いができていないこと、現場には警備員が配置されているが状況に応じた対応がなされていない。	担当部署に情報共有を図る。相談内容どおりの状況が確認されたため、建設工事会社に対して是正を図るよう要請。状況は改善したことを現場で確認した。（その後も同内容の相談が寄せられ、工事会社の改善が継続されていない状況があり、再度改善を要請）
6	R5	行政機関等	当事者の担当ヘルパー	身体	メール	ワークショップに視覚障がいの方（当事者）がヘルパーと共に参加。当事者がグループ内で発表する際に当事者に発言の機会が与えられなかった。これは差別的取扱いにあたるものである。	ヘルパーからの相談と同時期に担当部署から報告を受ける。ワークショップ内でのやりとりから、当事者の発言も含めて、ヘルパーが発表を行う方針なのだと担当者は認識。その対応が「発言の機会を与えられなかった」という気持ちに至らせたものであった。会場において、ワークショップ担当者から聞き違いで順番が後になってしまったことについて、当事者に謝罪を行った経過あり。なお、一連の経過後、当事者は発表したが、今後同様の事案が発生しないよう、担当部署内でも情報共有を行った。

（R6.2月末時点）